

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第6回本部員会議

日時：令和2年3月13日(金) 13時30分～
場所：県庁4階 共用第1会議室

1 本部長発言（村岡知事）

新型コロナウイルスの対策についてですけれども、11日にですね、WHOの事務局長が「パンデミックと表現できるとの判断に至った」と表明されております。感染が世界に拡大をして、早期終息が見通せない状況になっております。皆様も日々確認されておられますように、国内の感染者の数も、日々かなりの数増えてきている状況であります。

県内におきましては、今月3日に初めての感染患者が確認され、その後続いて2名の感染者が確認されました。その後はですね、日々PCR検査なども実施しておりますけれども、感染者については確認されていない状況ではありますけれども、引き続き、最高レベルの緊張感をもって、この事態に対処していかなければいけないと、そのように考えております。

そうした中、国の方におきまして、3月10日に、新型コロナウイルス感染症緊急対応策一第2弾一を発表されたところでありますけれども、この対応策の内容について共有をして、県としての取組の方向について早急に決定をして、全庁を挙げて対策を講じていきたいと、そのように考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

2 議題（1）現在の発生状況及び本県の取組について

・事務局説明（石丸健康増進課長）

それでは健康増進課です。資料の3ページ「資料1」の部分をご説明させていただきます。着座で失礼させていただきます。

感染者数等の厚生労働省公表数字を、そこにお示ししております。日付は3月11日12時時点です。先ほど知事からもありましたが、今、WHOが「パンデミック、世界的な大流行と表現できるとの判断に至った」と表明したのを反映しております。患者数は11万人以上、また中国国内の数が若干増え方が鈍っておりますが、それ以外の、中国以外の地域に拡大しており、この数が急増しているところです。また、死亡者数につきましても中国以外の所の人数が増えており、その時点では1,116名という状況になっております。

日本国内の状況ですが、これまで検査陽性となった者が累計567名、そして内訳については、そこにお示ししましたとおり入院中の者も392名でございます。残念ながら亡

くなられた方は12名ということで、比率にしますと2.1%という状況でございます。各都道府県に広がりを見せており、その地図にもありますとおり、33都道府県の方で発生しております。山口県の隣接であります福岡、広島についても発生しております。

次に、本県の取組であります。まず、県内各保健所・本庁に設置しております健康に係る新型コロナ相談窓口の相談対応件数を示しております。これまで5,298件の相談がございました。色々なエピソードで相談件数は、日にち毎の件数は増えておりまして、3月3日の県内初の患者が発生して以降につきましては、200から300というペースで平日には相談が入っている状況でございます。相談内容の内訳について参考を示しております。延べ6千件の内訳にしますと、健康のこと、医療のこと等々が半分を占めております。それに伴う相談に対応し、保健師等の方から医療機関の受診等を適切に助言しております。件数としては1,870件となっております。

また、PCR検査、帰国者・接触者外来等で医師が疑似症の診断をし、検査の必要性が疑われ、必要と判断された場合には適切に実施しているところであり、3月11日までは113人、昨日9人検査を追加しまして、現時点で122人でございますが、結果としましては陽性者は3人、残る者は全て陰性ということでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせて頂きます。

3 議題（2）国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策について

・健康福祉部長発言

それでは資料の5ページ「資料2」をご覧ください。

まず、（1）感染拡大防止策と医療提供体制の整備でございます。

感染拡大防止策と致しましては、「クラスター対策の専門家を地方公共団体へ派遣」とございますが、感染の早期終息のためには「クラスター」、小集団の対策が非常に重要とされていまして、例えばスポーツジムとかライブハウスとか、そういった所がクラスターとなっている状況です。今のところ本県には該当ありませんが、例えば愛知県などでは実際にクラスター対策班が国から派遣されまして、活動を実施しているところでございます。次に「介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助」とありますが、国の方で購入に対する補助を行う仕組みができた訳でございますが、今、消毒液自体が供給不足でございまして、今後、供給体制を見ながら対応をしていきたいと考えます。

2つ目の「需給両面からの総合的なマスク対策」でございます。まず、ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、転売行為が禁止されました。次に布製マスク、これは再利用可能なものでございますが、布製マスク2,000万枚を国で一括購入して介護施設等に緊急配布、その下ですが、医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し

て、必要な医療機関へ優先配布する取組でございます。このマスクにつきましては、品薄感といいますか、実際に流通していない状況を踏まえまして、3月10日に県の方で備蓄から4万枚ほど、併せましてアルコール500本分を、小規模の通所施設や幼稚園、保育園、放課後児童クラブ等にお配りしたところでございます。

ただ、この2,000万枚や1,500万枚の他にも、各省庁の備蓄分を回すという話もございまして、色々な状況が今変わってきております。県としましては今後とも、福祉施設でありますとか医療機関等の要望に応えられるよう、努力して参りたいと思っております。特に指定医療機関及び帰国者・接触者外来に不足することがあってはいけませんので、ここはしっかりと対応していきたいと思っております。併せまして、確保につきましても、県独自の確保策といいますか、そういった点も含めまして十分検討して参りたいと思っております。

次にPCR検査でございます。PCR検査を民間等への導入を支援するというところでございます。保険適用もなされました。PCR検査につきましては、県で予備費を活用いたしまして、環境保健センターで機器を1台購入いたしまして、昨日から稼働可能になっております。これによりまして1回30件の対応が60件まで増えまして、現在のところはこれで対応できるものと考えておりますが、引き続き民間の検査体制につきまして、関係機関と協議を続けてまいります。

次に、医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速でございますが、緊急時の病床確保、国全体で5,000超とされていますが、県としましても感染症病床が40床ほどございますが、今、医師会等とも協力の協議をいたしまして、院内感染防止を徹底された受入機関で病床数を増やすという方向で、協議を進めております。また、国におかれましてはAMED等の活用による治療薬等の開発加速を行われているところでございます。

次に、症状がある方への対応としまして、傷病手当、これは健康保険等の給付の一つとして、4日間以上傷病により休んだ時に給与費の2/3相当を支給する手当でございますけれども、自宅療養の場合も対象になるということ国の方から保険者あてに周知徹底したということでございます。県としましては国民健康保険の方の対応がありますので、市町に対して、対応について通知をしたところでございます。

少し飛びまして、(2)学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、の2番目「個人向け緊急小口資金等の特例」でございます。これは生活福祉資金といたしまして、各市町の社会福祉協議会が窓口となって貸し付けている資金なのですが、今回のコロナによって減収となった時に一時的な資金貸付を行っている制度でございます。国の方からは、これによって必要となる貸付の原資とか事務費について措置されることになっておりますので、これをしっかり活用しながら対応すべく、現在調整中でございます。

続きまして、ちょっと飛びますが、6ページの(3)事業活動の縮小や雇用への対応の、最後の項目「生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化」なんですけれども、コロナウイルスの影響で事業所の休業等によりまして収入が減った場合、生活困窮に陥るようなことも想定されますので、実施主体であります市や町の社会福祉事務所な

んですけども、ここに対しまして相談とか支援体制を包括的に強化してくれという要請を行ったところでございます。

健康福祉部の関係では、次は子育て支援について、説明いたします。

・こども・子育て応援局長発言

こども・子育て応援局ですけども、(2) 学校の臨時休校に伴って生じる課題への対応の「放課後児童クラブ等の体制強化等」の関係です。今般の緊急対応策では、午前中から放課後児童クラブを開設する場合等に係る追加経費を、国が全額負担することに加えまして、今回、ファミリーサポートセンターの利用料を市町が減免した場合、その減免分を国が全額補助することが、新たに盛り込まれたところです。

とりわけ、放課後児童クラブは、家に一人であることが困難な子どもの受け皿となりますことから、現在、県内全ての市町におきまして、感染予防に留意しつつ、終日開所の対応をとっていただいているところであります。今般の緊急対応策の活用等を含め、引き続き、子どもや保護者の視点に立った対応がとられるよう、市町の取組を支援してまいります。以上です。

・商工労働部長発言

商工労働部の方からは、まず、(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応のうち、「保護者の休暇取得支援等」と「テレワーク等の推進」についてでございます。

県ではこれまで、保護者が休みを取りやすい環境の整備に向けまして、県制度融資の中に短期資金の新たなメニューを創設するとともに、在宅勤務を可能にするテレワークに関する相談窓口を設置してきたところでございます。

まず、保護者の休暇取得支援につきましては、ここにごございますように新型コロナウイルス感染症に係る小学校臨時休業等に伴いまして、労働者支援ということで新たに正規・非正規を問わず、休暇取得に伴う日額上限8,330円の補助制度が創設され、また、契約した仕事ができなくなる保護者へ日額4,100円の定額補助制度が創設されております。

それから次ページの、テレワーク等の推進に関連しましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、テレワークの新規導入に取り組みます中小企業に対しましては、機器の導入運用や就業規則・労使協定の策定・変更に係る経費等につきまして、新たな補助制度が創設されております。

次に、(3) 事業活動の縮小や雇用への対応のうち、1番目から3番目の「雇用調整助

成金の特例措置の拡大」「強力な資金繰り対策」そして「サプライチェーン毀損への対応」について、でございます。

県ではこれまで、地域経済に与える影響に配慮するため、セーフティネットであります経営安定資金を活用した中小企業の資金繰り支援を行ってきたところです。

今回の対応策につきましては、雇用調整助成金の特例措置の拡大につきましては、支給の対象者が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての事業主に拡大されている点がございます。また、休業等の期間の初日が7月30日まで適用されることや、雇用保険被保険者としての雇用期間が6か月未満の場合においても対象とされるなど、支援内容が拡充されているところでございます。次の「特別な地域における助成率の上乗せ」については、北海道が対象のところでございますので、本県には該当ございません。

次に、強力な資金繰り対策についてでございます。日本政策金融公庫に「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を設けられまして、従前の融資とは別枠といたしまして、中小企業で3億円、中小事業が3億円、国民事業が6千万円の枠が新たに設定されております。この資金につきましては、借入金のうち中小事業で1億円、国民事業では3千万円につきましては、基準金利となります中小で1.1%、国民で1.36%に対して、当初3年間、0.9%の特利の引き下げが行われるところでございます。さらに、フリーランスなど個人事業主、売上高が15%以上減少した小規模事業者、20%以上減少しました中小企業に対しては、当初3年間利子補給を行いますので、事実上、無利子貸付という形となるところです。

次でございますが、セーフティネットの保証といたしまして、県保証協会の保証額につきまして、既に4号、5号が発動されておりますが、これによりまして一般枠とは別枠とされております。さらに、この枠とは別枠で、危機関連保証枠2.8億円が措置されたところでございます。

それからサプライチェーンの毀損に関連しましては、ここがございますように、日本政策投資銀行やJBICから新たなファイナンスの供給がありますとともに、国の方のサプライチェーンの回復に係ります補助制度において、優先採択など行っているように聞いております。

県では、このような国・県の支援策が一体的かつ迅速に県内企業に届くよう、商工会議所や関係金融機関等の協力を得ながら、相談窓口の活用でありますとか、県それから中国経済産業局のHPに相互にリンクを貼りまして、国と連携して情報提供を進めてまいります。以上です。

・観光スポーツ・文化部長発言

観光業の対応ということで、36億円、国の方で措置をされております。

現在の観光事業者の足下の状況についてご報告を申し上げたいのですが、3月と4月の予約につきましては、非常に多くキャンセルが発生しているという状況がありまして、新規の予約は基本的に入って来ていないという話を、午前中に聞いたところです。宿泊のみならず、会議やパーティーも同様であるということで、個別の旅館・ホテルで見ますと、3月の状況は前年対比で1割から3割程度の入り込みしかない、という声もございます。

また併せて交通関係につきましても移動自体の減少ということで、JR様、それから航空事業者様、フェリーの事業者様において、減便や運休が発生致しておりまして、また、バスの利用もですね、随分と減って来ているという声も聞こえております。こうした減便等の状況につきましては、まず県民の皆様への適切な情報提供という観点で、ホームページで一覧性のある形で整理させて頂いているところです。

国におきましては、観光業への対応は基本、事態が収束した後に官民一体となったキャンペーンを展開していくという、基本的な考え方がございますので、私どもとしましても、今、この期間中に出来るだけの準備を行って、スタートアップに遅れをとることが無いようにということと、それからインターネットやSNSなど、即効性のある形で準備をしていきたいと思っているところでございます。

また、来年度の当初予算につきましても、こうした事態の状況等をしっかりと見極めまして、最も効果的な実施時期あるいは実施内容に工夫を凝らしていきたいと考えております。以上でございます。

・農林水産部長発言

農林水産部からご報告いたします。資料の5・6ページには大項目はございませんけれども、6ページ、上のところ、学校給食休止への対応というところの2項目、真ん中あたりから、酪農家等へのきめ細かい各種支援ということ、それから農林水産業向けの、無利子・無担保融資制度の経営安定対策が講じられています。本県等における影響等について、大きく2点、ご報告をさせていただきます。

大きな影響の1つは、学校給食の休止に伴うものです。まず、牛乳については、取引価格の低下が見られているということでありまして、これは国の対策により差額が補てんされることとなっております。また、野菜類でございますが、これは代替販路が確保されております。しかしながらも、この辺の影響が今からどういうふうになくなっていくかということ注視していく必要があると考えております。

それから、影響の2点目は、イベントの中止等に伴う農産物等の需要の縮小についてであります。特に、花につきましては、卒業式、それからブライダル等の縮小・延期により需要が減少しております。今後、経営への影響が懸念されます。他県とも連携しながら、知事会等を通じて、国へ支援の要望をしていきたいと考えています。

このほか、国の対応策では、先ほど申し上げましたように、セーフティネット資金の無利子化などの対応がございます。こうしたことを、影響を受ける生産者に対し、周知や助言を行うために、本日から、相談窓口を、今は農林水産政策課だけに設けておりましたけれども、出先事務所にも拡大し、相談体制を強化することとしていきたいと思っております。

今後とも、国の動向を注視しながら、県内の影響把握に努め、必要な対策を実施してまいります。

・副教育長発言

教育委員会からは、学校給食休止への対応、6ページの一番上になりますが、そちらについてご報告いたします。

今回の緊急対応策―第2弾―では、学校給食休止への対応について盛り込まれ、補助制度が創設されています。具体的には、国は、臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還を要請するとともに、学校設置者が保護者に返還するために要した費用等に対して補助を行うというものです。

また、学校給食関係の事業者に対しても、給食再開に向けた安全・安心の確保のための支援を行うとしております。

県教委といたしましては、今回の緊急対応策を受けまして、県立の各学校の給食休止における対応状況を調査した上で、臨時休業期間中の給食費の保護者の負担を無くしていく方向で調整してまいります。

なお、小・中学校につきましては、緊急対応策を受けて、各市町教委において、適切に対応されるものと考えております。

・総務部長発言

総務部から、全般に関わるお願いということで発言をさせていただきます。

今回の国の緊急対応策については、5ページの頭にも書いておりますけれども、国の本年度予算と、予備費等を活用して、4,308億円という財源措置がなされています。あわせて、予備費の使用により追加される国の補助事業に係る地方負担、これについては80%が特別交付税措置ということで国から話を聞いております。それを踏まえまして、各種の取組に係る予算対応について、すでに、財政当局からも、各部局に対し、国の対策について詳細な情報をできるだけ早急に入手していただきたいとお願いしているところであります。

各部局からご報告がございましたが、県としての対応策を速やかに実行に移していくために、今後予備費の活用等も念頭に入れまして、予算対応を考えていきたい。検討段階

でかまいませんので、随時、財政当局にご協議をお願いできたらと思います。

また、観光スポーツ・文化部からお話がありましたけれども、来年度の執行予算に関しましても、県民もとより感染の拡大で影響を受けている県内の事業者・企業等の経営安定に資するという観点に立ち、新年度に入って速やかに、補助金の交付や業務委託を行うことで、企業等の資金繰りを支援できるように、事業の実施方法の見直しであるとか、手続きの簡素化であるとか、進め方の工夫等について検討いただきまして、速やかに執行準備を進めていただきたいと考えておりますので、ご協力をよろしく申し上げます。以上です。

・本部長発言（村岡知事）

ただ今、報告のありました国の緊急対応策に呼応した対策については、国、市町、関係団体等と連携し、早急に実施できるよう、スピード感を持った取組をお願いします。

また、新型コロナウイルス対策は県民の命と健康に関わる重大な危機事象であります。感染の終息の見通しが立つまで、地域の実情や、県民の様々な不安や思いに寄り添った、あらゆる対策をきめ細かく講じていくことが必要であります。医療や検査体制の強化はもちろんのこと、観光業や製造業、県内の様々な事業者にも影響が出始めています。

これらの課題に的確に対応するために、「感染拡大防止対策と県民生活の安定」、そして「県内経済の下支え」、これを柱とする対応策を県民の皆様にパッケージで示していきたいと思います。

全庁を挙げて、早急に検討をお願いします。

4 議題（3）『「基本は手洗い。」キャンペーン』の実施について

- ・総合企画部長説明 ※資料7・8頁により説明

5 議題（4）新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正案について

- ・事務局（厚政課長）説明 ※資料9頁により説明

6 本部長発言（村岡知事）

それでは、以上をもちまして議事については終了とさせていただきます。

今後も引き続き、県民の皆様方の不安や様々な思いをしっかりと受け止め、万全の危機管理体制のもとで、「感染拡大防止対策と県民生活の安定」、そしてまた「県内経済の下支え」を柱とした対策について、迅速に、的確に、全庁を挙げて全力で取り組むように改めてお願いいたしまして、本日の会議を終了します。

引き続き、よろしく申し上げます。